

## 狂犬病予防注射を行います

犬の行動を制御できる方が、最寄りの会場まで連れてきてください。

- 生後91日以上の子犬は、生涯に一度の登録と、年に一度の狂犬病予防注射が義務付けられています。
- 会場では、まだ登録していない犬の登録手続きもできます。
- 登録している犬が死亡した場合や、登録内容に変更があった場合は届出が必要です。

### 料金（1頭あたり）

- 狂犬病予防注射料 3,070円
- まだ登録していない場合は登録料 3,000円  
(なるべくおつりのないようお願いします。)

※受付時に使用しますので、後日送付されるハガキを必ずご持参ください。

地区	日にち	午 前		午 後	
		時 間	場 所	時 間	場 所
千畑地区	6月10日(月)	9:30～10:00	大坂環境改善センター	13:20～14:00	武道館駐車場
		10:10～10:30	善知鳥会館	14:10～14:40	元本堂生活改善センター
		10:40～11:20	千屋中部会館	14:50～15:20	黒沢会館
	6月11日(火)	9:30～ 9:50	館間倉庫	13:20～13:40	土崎コミュニティセンター
		10:00～10:40	本堂馬場会館	13:50～14:30	小荒川会館
		10:50～11:20	役場第二庁舎前(旧千畑保健センター)	14:50～15:20	下畑屋会館
	6月12日(水)	9:30～ 9:50	外川原倉庫	13:20～13:50	大畑会館
		10:00～10:20	善元寺会館	14:00～14:40	塚トイレパーク
		10:30～10:50	湯竹会館	14:50～15:20	上畑屋コミュニティセンター
六郷地区	6月13日(木)	9:30～ 9:50	沢目児童館	13:30～13:50	いきいき館
		10:00～10:30	六郷東根コミュニティセンター	14:00～14:20	作山児童館
		10:40～11:10	野中生活総合センター	14:30～14:50	新町児童館
	6月14日(金)	9:30～ 9:50	もとだて児童館		
		10:00～10:30	西琴児童館		
		10:40～11:10	中央行政センター(旧六郷庁舎)裏車庫		
	6月16日(日)	9:30～10:00	六郷東根コミュニティセンター		
		10:20～10:40	もとだて児童館		
		10:50～11:50	中央行政センター(旧六郷庁舎)裏車庫		
仙南地区	6月17日(月)	9:30～ 9:50	山本児童会館	13:30～13:50	大久保会館
		10:00～10:20	後三年コミュニティセンター	14:00～14:20	金沢西根コミュニティセンター
		10:30～11:00	元村会館	14:30～14:50	上千間谷地会館
		11:10～11:30	神明社(石町)境内		
	6月18日(火)	9:30～ 9:50	金沢谷地中農村公園	13:30～13:50	下野際会館
		10:00～10:20	中前郷本間商店	14:00～14:30	籠林会館
		10:30～11:00	石神会館	14:40～15:00	寺田会館
	6月19日(水)	9:30～ 9:50	松ノ木会館	13:30～13:50	吉川記念公園(佐野)
		10:00～10:30	南町会館	14:00～14:20	下中野町会館
		10:40～11:10	飯詰駅前駐車場	14:30～15:10	南行政センター(旧仙南庁舎)自転車置場

問い合わせ ● 町住民生活課 環境安全班 ☎0187(84)4903

## 平成25年度住民税の主な改正点をお知らせします

【生命保険料控除が見直されました】

### ■生命保険料控除にかかる改正内容

①平成23年12月31日以前に締結した保険契約等		②平成24年1月1日以後に締結した保険契約等	
項目	適用限度額	項目	適用限度額
一般生命保険料控除	35,000円	一般生命保険料控除	28,000円
個人年金保険料控除	35,000円	個人年金保険料控除	28,000円
—	—	介護医療保険料控除	28,000円
控除限度額合計	70,000円	控除限度額合計	70,000円

- ※①の保険契約等の各保険料控除額の計算方法は従前のとおりです。
- ※②の保険契約等の各保険料控除額の計算方法は左下表のとおりです。
- ※①と②両方の保険契約等に係る控除がある場合、それぞれの控除額の限度額は28,000円となります。

### ■②の各保険料控除の控除額の計算方法

年間の支払保険料等	控 除 額
12,000円以下	支払保険料等の全額
12,000円超32,000円以下	支払保険料等×1/2+6,000円
32,000円超56,000円以下	支払保険料等×1/4+14,000円
56,000円超	一律28,000円

### 退職所得に係る10%税額控除が廃止されます

退職所得に係る町県民税については、本来退職所得に係る町県民税の所得割の額から税額の10%を控除する仕組みとなっていました。改正によりこの10%税額控除が廃止されることになりました（平成25年1月1日以後に支払われる退職所得から適用されます）。

## 平成26年度住民税の主な改正点をお知らせします

【均等割の税率の引き上げが行われます(10年間の臨時的措置)】

均等割	現行 (平成25年度まで)	特例期間(平成26年度 から平成35年度まで)
町民税	3,000円	3,500円
県民税	1,800円	2,300円
合計	4,800円	5,800円

「東日本大震災からの復興に関して地方公共団体が実施する防災のための施策に必要な財源の確保に係る地方税の臨時特例に関する法律」(平成23年12月2日法律第118号)が制定されたことに伴い、地方公共団体が実施する防災のための施策に要する費用の財源を確保するため、臨時的に町・県民税(個人住民税)の均等割の税率を引き上げることになりました。

問い合わせ ● 町税務課 課税班 ☎0187(84)4902

## 7月1日(月)は町県民税(1期・一括)の納期限です

### ■各税の納期限(口座振替日)

項目	期 別	納期限(口座振替日)
町県民税(普通徴収)	1期・一括	7月 1日(月)
軽自動車税	全期	5月31日(金)
固定資産税	1期・一括	5月31日(金)

納め忘れがないかご確認ください

口座振替を希望する方は次の取り扱い金融機関でお申し込みください。

- 秋田銀行 ○北都銀行 ○羽後信用金庫
- 秋田おばこ農協 ○秋田ふるさと農協
- ゆうちょ銀行
- ※手続きには通帳と金融機関に届け出している印鑑が必要です。

### ■次の税や使用料などの納付には、口座振替が利用できます。

- ①町税 ②簡易水道使用料 ③下水道使用料
- ④農業集落排水施設使用料 ⑤住宅使用料
- ⑥保育園保育料 ⑦児童クラブ利用料
- ⑧幼稚園授業料 ⑨学校給食費
- ⑩下水道受益者負担金 ⑪後期高齢者医療保険料

※失業、倒産、破産、災害や病気などのやむを得ない事情により、生活が著しく困難になることがあります。上記のような理由により税の納付が難しい場合は、お早めに税務課にご相談ください。

問い合わせ ● 町税務課 ☎0187(84)4902